

破砕業（破砕前処理工程のみ）を行うにあたって

1 破砕業者（破砕前処理工程のみ）とは

破砕業者（破砕前処理工程のみ）は自動車リサイクル法（以下、単に「法」といいます。）に基づき解体業者又は他の破砕業者から引き取った解体自動車を再資源化基準に従って破砕前処理（圧縮又は切断）を行い、破砕業者又は解体自動車全部利用者に引き渡す役割を担っており、宮城県内（仙台市を除く。）の事業所で破砕業を行うには、知事の許可が必要です。（法第67条）

破砕業者が行う事業の範囲には圧縮・せん断を行う「破砕前処理」工程の他、破砕を行う「破砕」工程があります。「破砕前処理」工程又は「破砕」工程のいずれか一方で許可を取得した後に、事業の範囲を変更して「破砕前処理」工程と「破砕」工程の両方を行う場合は、知事の変更許可が必要です。（法第70条）

2 破砕業（破砕前処理工程のみ）を行うために必要なこと

(1) 破砕業者（破砕前処理工程のみ）の義務について

● 引取義務（法第17条）

解体業者から解体自動車の引取りを求められたときは、これを引き取ること。

<注意事項！>

◎正当な理由がある場合を除き、解体業者から解体自動車の引取りを拒むことはできません。（正当な理由：天災、使用済自動車への異物混入がある場合等）

● 再資源化の実施義務（法第18条）

破砕前処理を行うときには、解体自動車に異物を混入しないこと。

● 破砕前処理後の自動車の引渡義務（法第18条）

破砕前処理を行ったときは、破砕業者（破砕前処理のみを行う事業者を除く。）又は解体自動車全部利用者に引き渡すこと。

ただし、解体自動車全部利用者に引き渡す場合は、その事実を証する書面として、引渡先である解体自動車全部利用者が作成した次の事項を記載した書類を5年間保存しなければならない。

～記載事項～

- ・引渡しを行った破砕業者の氏名又は名称
- ・解体自動車全部利用者の氏名又は名称
- ・解体自動車の引取りを行った年月日
- ・解体自動車の車台番号

● 移動報告の義務（法第81条）

- ① 解体自動車を引き取ったとき
- ② 破砕前処理をせずに解体自動車を他の破砕業者に引き渡したとき
- ③ 破砕前処理後の自動車を破砕業者（破砕工程を含む。）又は、解体自動車全部利用者に引き渡したとき

以上の場合には、自動車リサイクルシステムにより情報管理センターへの移動報告を行うこと。

● 標識の表示（法第72条）

事業所ごとに、公衆の見やすい場所に破砕業者であることを示す事項、氏名又は名称、事業の範囲、許可番号を記載した標識（縦及び横それぞれ20cm以上）を掲げること。（許可証を掲示することで、対応することも可能です。）

- (2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録について
移動報告は、パソコン又は FAX を利用して行うことができますが、移動報告を行うには、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必ず必要になります。
登録の方法については、自動車リサイクルシステムのウェブサイト ([http:// www.jars.gr.jp/](http://www.jars.gr.jp/)) を参照して頂くか、自動車リサイクル事業者情報登録センター (050-3786-8822 (平日 9:00~18:00、土日祝日休業)) に直接お問い合わせ下さい。
- (3) 廃棄物処理法の遵守について
- イ 廃棄物処理法上の使用済自動車の取扱について
使用済自動車はその金銭的価値の有無にかかわらず全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われますので、その処分・収集又は運搬、保管にあたっては、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従う必要があります。
- ロ 破砕業者の廃棄物処理法に係る特例について
- ・許可を受けた事業の範囲内における使用済自動車等の処理・運搬・積替保管にあたっては、廃棄物処理法の処分業、収集運搬業許可は不要です。
 - ・解体業者から使用済自動車等を引き取る際又は他の破砕業者、解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡す際に、廃棄物処理法に基づく委託契約書を両者の間で締結する義務はありません。
 - ・廃棄物処理法上の産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の交付も不要です。

<注意事項！>

- ◎解体自動車、破砕前処理後の自動車の運搬を他人に委託する場合には、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を持った事業者へ委託することが必要です。この場合、廃棄物処理法上の産業廃棄物管理票 (マニフェスト) は不要ですが、委託契約書は必要です。
- ◎他者が引き取った解体自動車、破砕前処理後の自動車の運搬を受託する場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。(特例は、あくまで自らが引取りを行った解体自動車、破砕前処理後の自動車について、廃棄物処理法上の許可が不要となるものです。)